

陳 述 書

2021年6月8日

石地 優

私は大飯原発から 30km 圏、美浜原発から 15km 圏内の福井県若狭町で暮らしています。大阪万博に敦賀原発 1 号機と美浜原発 1 号機から送電された 1970 年は、高校生でした。

あれから 50 年以上経ち世界では、1979 年にスリーマイル島原発事故、1986 年にチェルノブイリ原発事故、2011 年には福島原発事故と炉心溶融事故が 3 回も起きています。

福井県の原発の歴史も事故との共存の歴史でした。日本で初めて緊急炉心冷却装置 (ECCS) が作動した 1991 年の美浜原発 2 号機蒸気発生器細管破断事故、1995 年のもんじゅナトリウム漏れ火災事故、2004 年の美浜 3 号機 2 次系配管蒸気噴出死傷事故などをはじめ、燃料棒折損事故、一般排水路放射能漏えい事故、蒸気発生器細管損傷事故、1 次系配管冷却水大量漏えい事故など故郷を追われることになりかねない重大事故につながる事故の経験を何度もしています。

2011 年の福島第一原発事故は複数の原発が同時に炉心溶融し、多くの人が故郷を追われ、10 年経った今でも家に戻れない最悪の事故でした。多くの人が、これで日本の原発は止まると思ったであろうにも拘わらず、事故後すべての原発が停止したのに、今また複数の原発が動き出しました。福井県では、大飯原発 3・4 号機、高浜原発 3・4 号機が再稼働し、今、美浜 3 号機が再稼働しようとしています。福島原発事故を教訓に定められた 40 年ルールをなし崩しにして。

私は 20 代の頃から原発に疑問を抱き原発のない故郷になることを望んできました。先ほど述べました事故の歴史だけでなく、原発が地域に入り込んで故郷は大きく変わりました。原発建設や運転開始してからの定期検査など原発関連で仕事をする人が圧倒的に増えました。建設も定期検査も一時に多くの人が集まるので、作業員の寝泊まりする民宿や飲食業などサービス業も増えました。そのあおりを受け一次産業である農林漁業は衰退していきました。製造業も停滞しました。仕事の面だけでなく、電力事業者から地元自治体に寄付金という訳の分からないお金が提供されています。JR 小浜線の電化事業や JR 北陸線の直流化事業、道路の整備などに拠出されていますが、自治体にとっては寄付金頼みになり、自立を妨げる要因になっているとも言われています。

それだけではありません。地域で原発の話が出来なくなりました。地元の何人かの人から「地元で仕事をしている人は原発の話ができない」、「地元で原発の話をしたら住めんようになる」という話を聞きました。私の住む原発立地町ではな

い若狭町でも福島事故後少しはできるようになりましたが原発の話はタブーです。

今日は意見陳述させて戴ける機会を与えてくださりまして感謝申し上げます。今述べさせていただきました現況を踏まえましてこれから昨年12月4日での大阪地裁判決、並びに福島第一原発事故の教訓をもとに私なりに感じていることを述べさせていただきます。

昨年12月4日の大阪地裁判決は基準地震動というすべての原発に影響する重要な判決でした。その反響は大きく、私のところにも多くの方から電話や、メール手紙など激励、お礼の言葉をいただきました。福井県は判決で多くの県民の方が不安、懸念を抱いていると2度も県主催による県民説明会を開催しました。

説明会では、参加した多くの県民が基準地震動の策定について、「ばらつきの考慮をしているのか」や「不確かさでばらつきのカバーができるのか」などの質問をしましたが、「観測データのばらつきを反映して計算結果に上乘せをする方法は用いていません」と原子力規制庁の考えを主張するばかりで、質問者の意図に配慮した回答はありませんでした。原子力規制庁の説明や回答を聴いて大飯原発に対する不安や懸念が解消することはなく、却って増すことになりました。

続いて福島事故について述べたいと思います。福島事故で被害に遭われた方の救済がとても大切なことだと思いますが、各地で争われている訴訟でも明らかなように、不十分で誠実さに欠けていると思います。

また、事故の責任についても誰も責任を取った人がいないことをみても、あいまいです。

そして、福島事故を教訓として、原子炉等規制法が改正されて、原発の運転期間の40年ルールが出来ました。しかし、4月28日福井県知事は40年ルールの例外である運転延長に同意しました。40年ルールのなし崩しは福島事故の教訓を蔑ろにしたものです。

また、福島事故後、原発から30km圏内自治体に住民避難計画の作成が法の改正により義務付けられました。福井県知事は今回の40年超え老朽原発の再稼働判断では、コロナ禍での避難先が十分に確保されておらず、住民への周知も徹底されていないにも拘わらず同意しました。これまた福島事故の教訓が活かされていません。私は福島事故の最大の教訓は、地震火山大国の日本で原発を動かしてはならないということだと思います。

そのことに加えて大飯原発、高浜原発、美浜原発には個別の事情があります。周辺には、京都府、滋賀県、岐阜県など30km圏内に入る自治体がありそこに

は多くの住民の方が暮らされています。また、琵琶湖が汚染されると関西一円 1400 万人を超える人の飲み水に支障をきたします。生活の場が奪われます。万が一にも事故は起きてはなりません。

福島事故前は、原発は重大事故を起こさないとの安全神話が宣伝されていましたが、今では物事に 100%の安全はない、ゼロリスクを求めるのはおかしいという論調がされています。若狭の原発事故が起きると福島事故を上回る、取り返しのつかない事態になることは容易に想像できます。そして福島事故でも処理できていない大量の放射性物質や汚染水を産み出します。将来の人たちに大きな負担を強いることとなります。それ故福島事故の教訓を学び活かすことはとても大切なことだと思います。

併せて 40 年超え老朽原発の同意が福島事故前の枠組みである立地自治体だけの判断になったことも教訓が活かされていない重要な点として申し添えます。

最後に私の関わってきた介護と有機農業と原発について述べさせていただきます。私は両親の介護を通じ介護問題に関わってきました。また家は農家なので若いころからわずかですが有機農業に取り組んできて、最近では肥料をやらない自然農法もできるようになってきました。介護は多くの人の手を借りなければ成立しません。有機農業も自然という手助けが無ければ成立しません。原発事故になると、要介護者は避難弱者となり取り残されます。町内で 24 時間付添っておられる介護者の方が「原発事故になっても逃げられないし、逃げません」と話されたことが実状を物語っています。有機農業で頑張って農薬、除草剤を使わず、化学肥料を使わなくても、一度事故が起き放射性物質に汚染されれば台無しです。要介護者にとって住み慣れた環境を離れることは死活問題です。農地は避難できません。私が関わっている二つのことは、原発との共存はできないということ突き付けています。

地震規模の「ばらつき」を無視して出された基準地震動を超える地震が襲い、原発事故になり故郷を追われ逃げ惑うようなことがあってはなりません。大阪地裁の判決を引き継いで高裁でも設置許可の取り消し判決が出ることを望みます。そして大飯 3・4 号機の運転を止める執行停止の判決を望んで陳述を終えさせていただきます。